

**いわてで生み育てる県民運動の広報に係る
企画運営事業**

企画提案審査要領

令和6年6月

**岩手県保健福祉部
保健福祉企画室**

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてで生み育てる県民運動の広報に係る企画運営事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

- (1) 審査項目等は次のとおりとする。

審査内容	審査項目	審査基準	配点	
基本的事項	目的の理解度及び合致度	事業目的を理解し、的確な提案となっているか。	10	20
		事業スケジュールが妥当であるか。	10	
企画提案内容	提案内容の精度	提案内容が、発想や内容に優れ、県民の興味を引くものとなっているか。	15	60
		複数のテレビ局等とタイアップし、放送回数や放送時期等の内容が、より多くの県民に視聴されるような提案内容となっているか。	15	
		Web広告が結婚新生活支援事業への申請を促す効果的な提案となっているか。	15	
		県民運動の認知度向上とキャッチフレーズ及びロゴマークの浸透が図れるような提案となっているか。	15	
業務遂行能力	業務実績等	十分な業務実績があり、提案内容を確実に実行できると組織体制と認められるか。	10	10
見積書	見積額及び積算の妥当性	見積限度額以内であり、業務の提案内容と整合性がとれているか。	10	10
計				100

(2)評価基準

区分	10点の項目	15点の項目
非常に優れている	10	15
優れている	8	12
平均的	6	9
物足りない	4	6
全く満足できない	2	3
採用できない	0	0

3 審査方法

(1) 委員会の委員は、企画提案書等に基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告するものとする。

なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとする。

(2) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。